

平成27年度第1回地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会 会議録

日 時：平成27年8月4日（火）9時56分～12時05分

場 所：京都市産業技術研究所2階 大ホール

議 題： 1 平成26年度の財務諸表について
2 平成26年度の業務実績に関する評価について

議事要旨

【1 開 会】

・評価委員会事務局から、資料の確認及び業務実績評価基本方針・実施要領再確認など

【2 議 題】

(1) 平成26年度の財務諸表について

・委員長の説明

地方独立行政法人法により、法人は財務諸表について市長の承認を得なければならないが、その際、市長は評価委員会の意見を聞くこととされている（法第34条第3項）。また、同法により、翌年度に繰り越す利益処分についても、市長の承認を得ることとされており、その際、市長は評価委員会の意見を聞くこととされている（法第40条第5項）。

・地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「産技研」と略称する）から、資料1～4に基づき説明を行った。

・以下、各委員の質問・意見など（以下、○：委員，◎：産技研，●：事務局）

○：地方独立行政法人であるので、利益を出すことが目的ではないと思うが、何か指標はあるのか。

◎：国の競争的研究資金や企業が負担する共同研究費などの外部資金は、研究開発費として全額使用することが前提であり、また、技術指導や依頼試験分析等の手数料は低く設定し、キャパシティの関係もあって件数拡大にも限界がある。外部資金を増やせば剰余金が発生するという構造ではない。今回の剰余金の大部分は人件費であり、それも今後、中期目標・計画の4年間で使うことになる。4年間での収支均衡が一つの指標と考えている。

◎：産技研は、京都市の産業振興の一翼を担っている。外部資金の獲得についても努力し、財務諸表には表れない面もあるが、共同研究等で地域産業の振興につながっている。業務実績でどれだけアウトカムがあったのか、御評価いただきたい。

○：約6千万円の剰余金は不健全ではない。努力された結果だ。

○：努力をして、利益がでることは悪いことではない。積立金は繰り越していけるのか。

- ◎：1期4年間は繰り越していきける。
- ：研究が盛んになると人件費がかさむこととなる。現在，経常費用のうち人件費が約6割とのことだが，この割合についてなにかデッドライン的な指標はあるのか。
- ：学校法人には人件費比率というものがあるが，研究所ということで考えると，一概に人件費が60%を超えたから悪いとは言えないと考える。目安を持つのは良いが，人件費率はこれぐらいということを目標にすることは無いと思う。
- ◎：運営費交付金の増額が見込めず，また独法法人会計に退職引当金がなく，退職の都度，市から退職金が交付される制度のため，研究員を現在の人数を超えて雇用しても退職金が確保できる目途はなく，研究員の増は考えにくい。しばらくは，これぐらいの割合で推移すると考えている。
- ：新規採用は，退職補充か。
- ◎：そのとおり。
- ：京都市から運営費交付金予算のシーリングが毎年かかれば，数年後，予算的には厳しくなる。
- ◎：平成26年度の剰余金は，運営交付金で算定されている人件費と実際の給与との差で生み出された要素が大きいですが，今後はシーリングもかかり，またベースアップも予想される場所である。予算的には厳しくなって剰余金を充当していくことになるかと考えている。
- ：研究経費が減らないことが望ましい。何か考えているのか。
- ◎：私が在籍した大学と比べると，産技研の研究職一人当たりの研究費は一桁少ない。研究開発型の大学と同じようにはいかないが，法人化のメリットで，外部資金の獲得が柔軟にできるようになり，独自の受託研究も可能となるなど好循環が生まれている。優秀な研究員もいるので，しっかりと研究費を確保していきたい。
- ：それでは，平成26年度の財務諸表及び利益処分については，「適切と認められる。」とすることに異議はないか。
- ：異議なし。
- ：それでは，平成26年度の財務諸表及び利益処分については，「適切と認められる。」とする。

(2) 平成26年度の業務実績に関する評価について

・委員長の説明

地方独立行政法人法では，法人は，各年度の業務実績について，評価委員会の評価を受けなければならないと定められている（法第28条第1項）。法人からの報告を受けて，本日は，評価委員会として，評価を確定させる。

- ・産技研から，資料5～8に基づき説明を行った。
- ・以下，各委員の質問・意見など

- ：業務実績報告書の70ページ、「設備・機器の整備及び活用」であるが、平成25年度の数値がかなり大きいのは、ある企業が突出して多くの御利用をされたとのことであるが、そういう意味では25年度の数値はその年度特有の事情による「異常値」であると思う。「異常値」が発生した場合について何か考えはあるのか。それと97ページの雑収入等の内訳は何か。
- ◎：「異常値」についてであるが、御指摘の項目は、目標設定に見通しの甘さがあったかもしれないが、市民にはそのような事態も含めて目標を設定したことになり、約束した以上、達成できるように努力するのが責務と考え、自己評価を「B」とした。雑収入については、漆基金を京都市から譲り受けた額である。
- ：それでは、雑収入ではなく、「漆基金」と記載した方が良かった。
- ：業務実績報告26ページの「戦略的な研究開発の推進」について、尋ねたい。インバー電鍍やお酒の酵母の開発のことが挙げられているが、これらは、企業からの依頼に基づくものか、それとも自主開発研究から派生したものか。
- ◎：色々なケースがあるが、ユーザー企業との対話の中でニーズを拾い、研究を進めていく中で、企業と方向性が合致すれば製品化など具体化に向けて更に取組を進める等の対応をしている。
- ：業務実績報告70ページの「設備・機器の整備及び活用」について聞きたい。伝統産業や中小零細企業のニーズと大企業・ハイテク企業のニーズ、あるいは研究員が研究するに当たってのニーズにはギャップがあると思う。そこを埋めていくことが課題である。またICT関係の最先端の機器は使える企業が限られる。その当たりの啓蒙活動が必要だ。
- ◎：機器整備については二つの考え方を持っている。一つはお客様（企業）の使用頻度の高いものを整備して、より多く使っていただくということ。もう一つは、研究開発的要素のあるもの。これは研究に活用していくもので、産技研のユーザー企業の使用はそれほどない多くないケースもある。今後も、この二つの考え方の中で、京都市からの補助金、外部資金による機器整備費を活用して、どういう機器を選定していくかしっかりと考えたい。
- ：全般的に充実した活動をされているという印象を持った。その中でも業務実績報告の46ページ「研究会活動」についてであるが、京都ものづくり協力会の複数の研究会が共同で、試作品を製作したと記載がある。ものづくり協力会に関わる者として特に評価したいと思う。
- ◎：法人化後、研究員の共同研究、学会発表や論文発表は増えており、外に向かって発信・アピールする意欲は強くなったと感じている。さらに研究員の背中を押す取組を進めたい。また、御指摘のものづくり協力会や研究会についても、歴代受け継いできた貴重でよくできた仕組みであり、これまでの先輩たちに感謝している。もっと知恵を出して異業種交流が進むよう考えていきたい。

- ：インバー電鍍や新酒の開発のことが「戦略的研究開発」のほか、複数の項目で挙がっている。最初の開発のきっかけはどこの項目で研究が進んでいったのか。それによって項目のくくりが変わってくると思うが。
- ◎：研究員は、自分たちの得意な技術は何か、そして世の中の動向・要求は何かということを中心に考えている。その中で出てきたのが、インバー電鍍やお酒の酵母の開発だ。研究員は常々研究の成果を世に出したいと考えている。その中で企業とどう結びついていくかということを考えている。先ほどのインバーやお酒の酵母は、その成功事例の一つだと考える。
- ◎：産技研の研究費総額は大きくないが、京都市は市の戦略的施策に合致した研究課題には大きな予算をつけてくれている。したがって、このような戦略的研究を担うグループから成果が出る傾向がある。
- また、産技研の研究員の意識は高く、依頼試験だけではなく、研究で成果を出したいと考えている。そのような潜在的な能力が、域内企業の目に止まり、企業ニーズに応じた研究依頼がくるようになった。さらに独法化後、近畿経済産業局等から、産技研を研究管理法人に指名したプロジェクトが舞い込むようになっている。独法化以前の産技研には、自己の成果をアピールする努力が不足していたが、独法化を契機として、今後さらに良い面が出てくると思う。今後、京都市とも相談し、しっかり考えていきたい。
- ：今後も、公設試験研究機関の在り方は、しっかりと考えていかななくてはならないと思う。
- ◎：国においても経済産業省系では、地域の有力な公設試験研究機関を通じて中小企業の技術力を引き上げていこうという動きがある。文部科学省系でいうとJST（国立研究開発法人科学技術振興機構）も公設試験研究機関のさらなる活用を計画している。
- ：「新産業の創出」という項目だが、意味がはっきりしない。「新産業の創出」というくくりは、やがて通常の企業支援と重なっていくものではないのか。その当たりの項目のくくり方が、はっきりしないので、戦略的な研究開発であるインバー電鍍などが、あちらこちらの項目に何度も挙がってくるのでは。項目のくくりを検討の余地がある。
- ：評価における大項目・小項目のくくりについては、昨年度この評価委員会で決定したもので、今後、考えていくとしても、しばらくはこの形で評価をしたい。
- ◎：大項目・小項目については、中期計画に基づくもので、少なくとも1期4年間はこの項目分けでいくことになる。同じ研究テーマが何度も出てくるといった御指摘もあったので、2期目の計画の策定の際に、また検討したい。
- ：先ほどの委員の御意見については、今後の課題としたい。
- それでは、評価委員会としての評価を固めるに当たって、改めて、資料6の法人の自己評価を御覧いただきたい。法人の自己評価どおりで良いか、また、特筆すべき業績には、「S」という評価を評価委員会として付けることもできるので、そのあたりを確

認したい。

それでは、「S」評価は別として、法人の自己評価はこれで良いか。

○：異議なし

○：「A」評価の中で、「S」にしてはどうかという項目はあるか。

○：私は、「戦略的な研究開発の推進」について世界初の成果もあることから「S」で良いと考える。

○：他の委員の皆様はどうか。

○：異議なし

○：それでは、「戦略的な研究開発の推進」については「S」とする。

他に「S」とする項目がないようなら、小項目評価はこれで確定する。

次に大項目評価であるが、小項目評価から業務実績評価実施要領の機械的なルールによるとすべて「4」になる。評価委員会として「5」を付けることもできるが、いかがか。

○：意見なし

○：特にないようなので、全ての大項目の評価を「4」と確定する。

次に、全体評価についてである。特筆すべきことなどを記述式で評価するものであるが時間の関係もあるので、私と事務局で、本日の各委員からの御意見を踏まえて作成したいと思う。○委員の先ほどの意見は書き込みたいが、そのほかに何かあれば今、お聞きして反映させたい。

○：意見なし

○：ないようなので、全体評価（案）について、私と事務局で作成し、後日、各委員の皆様へ御確認いただくこととする。

以上で、本日の評価委員会を終了する。

●：今後の予定であるが、本日、御議論いただいた評価結果について、早急に、評価委員会事務局で平成26年度の業務実績に関する評価結果報告書として取りまとめ、各委員の皆様への御確認後、評価委員会から法人へ通知する（法第28条第3項）。

その後、この評価結果報告書は、評価委員会から京都市長へも報告し（法第28条第4項）、報告を受けた京都市長は、9月市会（議会）において、市議会へ報告する予定となっている（法第28条第5項）。

あわせて、ホームページで公表する。

委員の皆様には、今後とも、法人運営に関して、大所高所からの御意見を頂戴し、たく考えているので、よろしく、願います。

【3 閉会】